

## 板橋福祉事務所の移転について

板橋福祉事務所の移転先については、区議会のご意見を踏まえながら庁内で様々なプランを検討した結果、最終的にはグリーンホールへの移転案が妥当であるとの結論に至り、その後、庁内でグリーンホールの配置計画等を取りまとめ、平成27年6月10日の企画総務委員会で報告を行った。

所管の板橋福祉事務所においては、生活困窮者等の支援を強化するための関係機関の併設、来所者の利便性と業務の効率性を確保できる配置案等を検討してきた。

今般、板橋福祉事務所のグリーンホール移転案について、以下のとおり報告する。

### 1 板橋福祉事務所の配置案

板橋福祉事務所は、グリーンホール2～3階及び4階の一部へ移転させる。4階へは、生活困窮者等の支援を担う関係機関を併設する。

4 F	いたばし生活仕事サポートセンター／ハローワーク常設窓口 ----- 会議室（公用）／職員更衣室・休憩室／倉庫	
3 F	板橋福祉事務所（管理係・自立支援係・総合相談係・援護係）	（吹抜け）
2 F	板橋福祉事務所（保護係(6)）	2階ホール

※ 障がい者支援係は本庁舎北館2階総合窓口に配置

### 2 移転後の設備と運用

来所者の利便性と安全性を高めるため、待合スペースの確保、ブース型カウンター、防音性と感染予防に優れた面接室、金銭出納窓口、2～4階共通の放送設備等を設置する。

また、生活保護費の例月窓口払いは、1階ホールを使用し、この中で支給業務を完結させ、効率化を図る。

### 3 関係機関の併設

#### (1) 併設機関

##### ① いたばし生活仕事サポートセンター

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関であり、本区の生活困窮者支援の拠点として、本年4月に開設した。相談支援員、就労支援員、家計相談支援員等を配置し、生活困窮者の総合相談、個別支援プランの作成を行い、他の機関とも連携した包括的な支援を実施している。

② ハローワーク常設窓口

福祉事務所を設置する各区市と東京労働局、公共職業安定所（ハローワーク）が協定を締結して実施している「生活保護受給者等就労自立促進事業」の一環として、福祉事務所内に設置するハローワークのサテライト。

ナビゲーターを配置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者自立支援制度による支援対象者に対する個別の就職支援を行っている。今年1月に志村福祉事務所内に開設した「いたばし就労支援コーナー」は、この常設窓口の一つである。

(2) 併設による効果

① 就労支援の充実

福祉事務所、いたばし生活仕事サポートセンター、ハローワーク常設窓口を一箇所に集約することで、生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する就労支援を充実させることができる。

② 相談体制の強化

福祉事務所といたばし生活仕事サポートセンターの緊密な相互連携により、相談体制を強化することができる。

③ その他

子ども家庭支援センターと福祉事務所、いたばし生活仕事サポートセンター等の生活困窮者支援を担当する機関の連携がとりやすくなり、子どものいる貧困家庭に対する包括的な支援を促進させることができる。